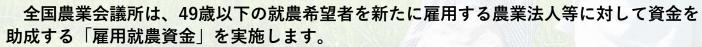
雇用就農資金



今回、本事業のうち以下 2 タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、 令和 4 年 4 月15日(金)~5 月16日(月)(必着) に各都道府県農業会議等に必要な申請書類を ご提出ください。

- ○雇用就農者育成・独立支援タイプ:農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は 独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付
- ◎新法人設立支援タイプ:農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを 目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付
- ※農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」は、●月頃より募集開始予定(随時受付)です。

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長	年間最大 60万円 (月額 5 万円)
新法人設立支援 タイプ	4 年間	年間最大120万円 (月額10万円) (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

- ※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、 年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。
- ※2)事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

募集期間等(※第2,3回目は予定)

募集回 募集期間		支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2022年4月15日~5月16日	2022年7月1日~2026年6月30日	2021年7月1日~2022年3月1日
第2回	2022年7~8月	2022年10月1日~2026年9月30日	2021年10月1日~2022年6月1日
第3回	2022年11~12月	2023年2月1日~2027年1月31日	2022年2月1日~2022年10月1日

応募~採択後の流れ

事業申請

4月15日(金)~5月16日(月)

書類 審査 審査結通知(6月下旬)

支援開始 (7月1日)

初回の現地確認は 原則2か月以内 ^{以降、原則1年毎に実施}

助成金の交付申請は 研修開始から 約6か月に1回のペース

事業実施にあたっての主な要件

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、 農業サービス事業者等)等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は 従業員で、5年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を 締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること (法人の場合は厚生年金保険 及び健康保険にも加入)。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること (新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可)。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.jp)※ に掲載していること。
 - ※ 研修内容等の登録フォーム

URL: https://www.be-farmer.jp/study/

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 原則50歳未満の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満 であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で 同様の研修を受けていないこと。
- ★ 過去に本事業の支援対象となった雇用就農者が離農している場合には、 離農した雇用就農者の数を超えて雇用した**新規就農者の増加分が支援対象**になります。

事業に関する問合せ先

- ・詳細は都道府県農業会議等へお問い合わせください。
- ・都道府県農業会議等の連絡先、募集要領・申請様式等は以下の公式HPでご確認ください。



公式HPは【雇用就農資金【Q】で検索 (https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/)